

中部電力浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する質問主意書

提出者 青山雅幸

## 中部電力浜岡原子力発電所の新規規制基準適合性審査に関する質問主意書

原子力規制委員会では、事業者から提出された原子炉設置変更許可、工事計画認可、保安規定変更認可に係る申請について、審査を進めていると承知している。平成二十七年六月十六日に中部電力浜岡原子力発電所（三号炉）及び平成二十六年二月十四日に中部電力浜岡原子力発電所（四号炉）から原子力発電所の新規制基準適合性に係る申請が提出された。原子力規制委員会は、意図的な航空機衝突への対応、放射性物質の拡散抑制対策、格納容器破損防止対策、炉心損傷防止対策、内部溢水対策に対する考慮を新規規制基準として新設し、自然現象に対する考慮、火災に対する考慮、電源の信頼性、その他の設備の性能、耐震・耐津波性能について、規制基準を強化した。これらの事実を踏まえて、中部電力浜岡原子力発電所（三号炉及び四号炉）の新規制基準適合性審査に関して、以下、質問する。

一 原子力発電所の新規制基準は、原子力発電所の敷地内に将来活動する可能性のある断層等が、後期更新世以降の活動を否定できないものとし、必要な場合は、中期更新世以降まで活動性を評価することを要求するという認識で誤りはないか。

二 中部電力浜岡原子力発電所敷地境界から百五十メートル北の地点に比木向斜軸に平行な逆断層が発見さ

れた。同断層は新規制基準の活断層と認定されるか。また、同断層は南南西に延長していけば中部電力浜岡原子力発電所三号炉及び四号炉に達する。同断層が発電所敷地内まで連続しているかを調査することを事業者が要求する必要があると考えるが、政府の見解を求めらる。

三 中部電力は、平成二十九年二月十七日の審査会合に提出した資料で、浜岡原子力発電所四号炉及び五号炉直下を南北に貫く断層の存在を「小断層」と表記しながら明らかにした。新規制基準において活断層を認定する場合、断層の大小は問われるのか。

四 新規制基準では、既往最大を上回るレベルの津波を「基準津波」として策定し、基準津波への対応として防潮堤等の津波防護施設等の設置を要求していると承知しているが、政府の中部電力浜岡原子力発電所の「基準津波」の策定結果を明らかにされたい。

五 新規制基準では、原子力発電所の内部溢水影響評価ガイドを策定していると承知している。中部電力浜岡原子力発電所の内部溢水に対する考慮は充分といえるか。右質問する。